

反対討論

日本共産党神戸市会議員団

前田あきら

日本共産党神戸市会議員団を代表して、第 53 号議案 訴えの提起の件（控訴事件）について反対討論をおこないます。

この議案は、5 月 16 日の神戸地裁において、2020 年 2 月に自死した教育委員会事務職員に対して神戸市が安全配慮義務を怠ったとして損害賠償の判決が言い渡されたことに対して、この判決を不服として控訴しようとするものです。

判決では、当該職員が、長時間の時間外労働で相当に強い負荷があったうえに、教育委員と教育委員会事務局との窓口として強度の精神的負荷が継続していたもとの、追い詰められた状況にあったことを認定し、神戸市がこうした、当該職員への強い負荷を容易に認識することができたにもかかわらず、職員本人に対応をゆだね、直ちに産業医への診察を受けさせるなど措置を取る義務を怠ったとして断罪したものです。

神戸市教育委員会は、裁判や先日の教育子ども委員会の審査において、「他の職員に比して業務量は多くない」、「休日のメールのやりとりは、教育委員会職員だけではない」などと答弁しています。

判決を受けてなお、神戸市は、公務災害が認定されている当該職員の長時間の時間外勤務までも、「一定の負荷」のレベルであって「過重な業務であったといえない」と、職員の過酷な業務実態や長時間労働を顧みない態度に終始しています。

裁判では、「使用者は業務の遂行に伴う疲労や心理的負担等が過度に蓄積して、労働者の身心の健康を損なうことがないように注意する義務を負う」とした平成 12 年の電通事件最高裁判決が判示され、神戸市もこの「最高裁判決の存在及び内容を認め」ています。

神戸市が、当該職員の過重な勤務を認識しながら、それに対し安全配慮義務を怠ったことは明白であり、控訴することはまったく道理がなく、再発防止に背を向けるものです。

2020 年 11 月に、当該職員の遺族から過重労働等についての違法・不法性の訴えを受け、神戸市が選任した弁護士 2 名による調査報告書が教育委員会に提出されています。

調査報告書では、長時間労働が「過重な労働」となり、教育委員会事務局に不信感を募らせている教育委員の唯一の窓口としての業務が「精神的負担」となっていたと認定し、

今判決同様に、「速やかに産業医の受診を受けさせる等」「特段の対応を取らなかったことは、不当であった」と結論づけています。

また調査報告書では、「神戸市のような大組織でも、突発的な繁忙状況が発生した際、他部署からの人員を直ちに補充することは容易」ではなく、

さらには、「教育委員会は、懸案事項が山積し、当該職員よりも相当長時間労働を行っている者もいた」との指摘があり、「当該職員が過重労働になった背景には、重大事案等の発生で、事務局が極度に多忙化するような体制」があったと厳しく指摘されています。

神戸市が震災後、全国自治体平均15%の倍以上、38%の職員削減をおこない、久元市長は「大きな支障は出ていない」「組織的な対応もしっかり行うことができている」と2月の本会議に答弁されました。また先ほども、このような問題が起こっても「人口減少だから、職員は増やせない」と答弁されました。

しかし今回の判決は、当該職員が過労自死に至った背景となった、公共の役割に対して脆弱な職員体制つくってきた神戸市の責任を問うものです。

神戸市は、控訴は断念し、判決に基づき損害賠償をおこなうとともに、市長も「とりうる手段がどうだったか」考えるべきとお考えになっているのなら、再発防止にむけ、公共の役割にふさわしい教職員体制の強化をおこなうべきであることを申し上げ、議員の皆様のご賛同をお願いし、反対討論といたします。